

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・ いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものである。
- ・ いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・ 学校は生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等に万全を尽くす。

(2) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第4条）

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(4) いじめの態様

いじめに当たる行為として、暴行や傷害を伴うもののみならず、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視等、日常的に起こりうる多様な事象が挙げられる。また、通信機器を介してそのような行為が行われる可能性も高い。

(5) いじめ問題の理解

「いじめはどの学校にも、どの学級にも起こりうること。」「どの生徒も被害者や加害者になりうること。」これらの事実を深く認識し、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ組織的な対応に努める。

2 いじめ未然防止等のための対策（平時の備え、組織的な機能の強化）

(1) 教育目標『主体的に知性と感性を磨き、ともに未来を拓く力を養う北中生』・校訓『挑戦・感動・思いやり』に基づく学校・学級経営の充実

ア 「挑戦」

- ① 集団で互いを高め合う活動の実施
- ② 無言清掃・集団行動訓練・体育祭の練習等、規律ある活動の場の設定

イ 「感動」

- ① 集団で喜びを分かち合える活動の実施
- ② 規律ある集団活動を通して、達成感や満足感を共有できる場の設定

ウ 「思いやり」

- ① 集団の中に自分の居場所を見付け、仲間との絆を深められる活動の実施
- ② 自他ともに大切にし、互いのよさを認め合える場の設定

学級や学年を軸とする規律ある集団生活の中で、互いを高め合い、物事を成し遂げる喜びを共有できる場を設け、その集団を形作る自分や仲間の存在を大切にし、尊重できる生徒の育成を目指す。集団宿泊研修、修学旅行、体育祭、合唱コンクール等、学校行事を中心とした様々な機会を捉えてこのような活動ができる場を設定する。教師はいじめの防止等の視点から指導に当たる。このような取組を継続することで、いじめが起きにくい学校風土の構築を目指す。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 全教育活動の中で人権尊重の精神を養い、己に厳しく、人に温かい、感性豊かな生徒を育てる。
- イ 「差別の現実深く学ぶ」教育の推進を図る。
- ウ 同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のための力を育てる。

「命」の大切さを知り、互いの「命」を尊重し合う意欲と態度を育てる。また、発達段階に応じて、同和問題学習を核にした学習を進めることにより、人間の尊厳についての自覚を高め、いじめの未然防止や差別解消に努める生徒を育成する。教職員は、職員研修を通して、差別の現実深く学び、差別解消への実践力を身に付ける。

(3) 道徳教育・特別活動の充実

- ア 道徳の授業を要とし、全教育活動において心の教育の徹底を図る。

道徳の授業に限らず、全ての教科や、生活の中のあらゆる場面を捉え、いじめを許さない心情を育て、正しい行動をとるための原動力とする。また、教師が率先して行動し、その模範となるように努める。

(4) 体験活動の充実を通じた自己有用感の育成

- ア 心の通う対人交流の素地を養う。
- イ 自己有用感の育成を目指した学校行事を行う。
- ウ 年度に一度、観劇や公演会を設け、豊かな心を育むための情操教育を行う。

職場体験、地域奉仕活動等の体験活動を通して、様々な人々の助けを借りながら自分に与えられた役割を果たそうとする活動の中で対人交流の素地を養う。縦割りで行う体育祭、人権劇の上演、文化祭での発表や「ふれ愛地域体験講座」等では、学年の枠を超えた他者との関わりや地域の方々との関わりを通して多様な体験活動を行う中で自己有用感の育成を図る。また、感動を味わうことができる本物の芸術と間近に接する機会を設けることで、豊かな心を育むための一助とする。

(5) 生徒の主体的な活動

- ア 生徒会活動を通して、異年齢集団による交流の場を設定する。
- イ 「いじめストップ愛顔の子ども会議」等に参加し、生徒自ら諸問題の解決に向けて活動する。

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力していじめ等の諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(6) 分かる授業、一人一人が活躍する授業の創造と推進

- ア 分かる授業を通して、授業の中で一人一人が活躍できる場面を設ける。
- イ いじめの防止等の視点に立った、授業改善のための校内研修を行う。

学校生活の根幹である授業の中に、一人一人が落ち着ける居場所づくりを推し進め、いじめが起きにくい学級風土を構築する。教師はそのための校内研修を実施し、授業改善を図る。

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

- ア 学級活動で、自己紹介・ペア交流・グループワークを定期的実施し、互いを知り、安心して話せる関係を築く。
- イ 体育祭や文化祭などでの異年齢の交流を通して、支え合う精神を育む。
- ウ 人権集会での、意見交換を通して、友だちの良さを再認識する。

学級活動や生徒会活動、学校行事を通して対話や協働活動に取り組むことにより、「人を尊重する力」や「違いを受け入れる力」を育成する。

(8) 相談体制の整備

- ア 生徒、保護者、教職員間の信頼関係を構築する。
- イ 『あゆみ』（生活ノート）の積極的な活用を図る。
- ウ 教育相談日を設定する。
- エ 心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等の活用を図る。

学級担任を軸とした生徒、保護者、教職員間の良好な信頼関係の中で、生徒の些細な変化に気付いたり、家庭での様子、学校での様子を気軽に連絡し合えたりする関係を構築する。また、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等とも連携し、校内の相談体制の整備を進める。

(9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ア インターネット犯罪防止教室を実施する。
- イ 『信頼』（生徒指導だより）による啓発を図る。

四国中央警察署、地域のボランティア団体、通信事業者などに協力を依頼し、インターネット上でのトラブルの実態やトラブルを未然に防ぐための手立てを学ぶ機会を設ける。また、情報モラルの向上を図るために『信頼』を発行し、生徒、保護者に対しての啓発を図る。

(10) 多様な発達特性に対する共通理解

- ア 職員会議や職員研修において、配慮を要する生徒についての情報交換を行う。
- イ 生徒一人一人の特性を生かし、温かい人間関係づくりを図る。
- ウ 保護者との連携を深めながら、保護者の思いや願いを大切にした指導に努める。

配慮を要する生徒についての情報交換を行い、全教職員が生徒一人一人の特性を生かした教育活動を行う。また、温かい人間関係づくりを進めることによって、いじめ等の諸問題の未然防止に努める。

(11) 校内研修の実施

- ア 年度始めと各学期中に職員会議等で生徒の情報交換を行う。
- イ 長期休業中等を利用して校内研修を実施する。
- ウ 生徒を取り巻くストレスの分析と共通理解を図る。

年度初めと各学期中の職員会議等で、気になる生徒についての情報を交換し、共通理解を図る。特に、配慮を要する生徒には個別に短期・長期目標を立て指導の継続を図る。各学期中の職員会議で目標の達成状況を把握し、全職員で共有する。学習のことや友人関係のトラブル等、様々なつまずきを抱える生徒の理解を深めるためのストレスの分析を行うことで、これからの指導に生かす。

(12) 学校相互間・関係機関・地域との連携協力体制の整備

- ア 小・中学校生徒指導主事間の連携を密にする。
- イ 学校評議員、四国中央警察署、少年育成センター、こども支援室との連携を密にする。
- ウ 地域の方からの連絡への迅速な対応を徹底する。

小・中学校生徒指導主事会で、小・中学校間や関係機関との連携を図る。主事会の場で互いの情報を交換するだけでなく、普段から些細な情報も連絡し合い密接な関係を構築する。また、地域の方からの連絡に対しても真摯に対応し、気軽に連絡できる開かれた学校づくりに努める。

(13) いじめの防止等のための保護者への啓発

- ア PTA総会で方針を説明する。
- イ 学級懇談、人権・同和教育参観日で啓発を図る。
- ウ 『信頼』（生徒指導だより）による啓発を行う。

いじめの防止等のための啓発をPTA総会、学級懇談、『信頼（生徒指導だより）』から行う。必要であれば保護者のための研修会を計画し、家庭生活を送る上での配慮事項等について助言を行う。

3 いじめの未然防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、研修主任、学年主任、人権・同和教育主任、養護教諭、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等 ※ 必要に応じて外部専門機関等と連携する。

(3) 活動内容

ア 早期発見のための措置

(ア) 定期、臨時的な学校生活アンケートの実施

(イ) あゆみ（生活ノート）を活用した実態把握

(ウ) 教育相談日の設定

(エ) 死角をつくらないための、切れ目のない校内巡視

イ 保護者との連携・情報の共有

ウ 地域・関係機関との連携

エ いじめ防止などのための取組に係る達成目標の設定

オ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

いじめにつながる行為は身近にあることを深く認識し、早期に情報を得るために定期的に学校生活アンケートを実施するとともに、日々の『あゆみ』に注意深く目を通し、実態把握に努める。さらに、生徒とじっくりと話をするための教育相談日を設ける。また、生徒の活動の場では、教師が必ず見守ることを前提とし、休み時間等でも校内巡視を行う。

(4) 年間取組計画の策定

	職員会議等	未然防止の取組（対象）		早期発見の取組	
1 学期	いじめ防止対策委員会（方針・計画を策定）職員会議（いじめ未然防止の取組を確認・情報交換）	P T A 総会での方針説明 （保護者） 集団行動訓練（全校） ＊規律ある集団活動 学級懇談での啓発（保護者）	・ 互いに高め合う学級、学年集団づくり ・ 喜びを分かち合える学級、学年集団づくり ・ 良好な人間関係の構築による居場所づくり	・ 学校生活アンケート ・ 仲間づくりアンケート（道徳） ・ 家庭訪問 ・ アセス	・ 『あゆみ（生活ノート）』を活用した実態把握 ・ 切れ目のない校内巡視
（夏休み）	職員会議（情報交換と該当生徒の短期・長期目標の設定）	集団宿泊研修（1 年） ＊規律ある集団活動、 ＊仲間意識の醸成 職場体験学習（2 年） ＊心の通う対人交流の素地の育成 インターネット安全講座（全校） ＊情報モラルの向上		・ 個別懇談会 ・ 学校評価アンケート	・ 教職員の情報交換及び共有 ・ 死角を作
	学校評価を基にした研修				

2学期	いじめ防止対策委員会 (2、3学期の計画)	体育祭(全校) *「挑戦・感動・思いやり」 の実践地域奉仕活動(3年) *心の通う対人交流の素地の育成 修学旅行(2年)遠足(1、3年) *規律ある集団活動 *居場所づくり 人権・同和教育参観日(全校・保護者) *仲間づくり *保護者への啓発 合唱コンクール(全校) *互いのよさを認め合える 集団づくり *豊かな心を育む	・学校生活アンケート ・アセス ・教育相談 ・個別懇談会 ・学校評価アンケート
(冬休)	職員会議(情報交換と該当生徒の短期目標の達成状況の把握、長期目標の見直し) 職員研修(事例研修) 学校評価をもとにした研修		
3学期	職員会議(該当生徒の短期・長期目標の達成状況の把握・見直し) いじめ防止対策委員会 (本年度の反省)	思春期教室(3年) *命の尊さ 少年の日記念行事(2年) *集団づくりの仕上げ 卒業証書授与式(全校) *互いを思いやる心 *違いを認め合うことの大切さ	・学校生活アンケート ・教育相談

(5) アンケートの実施・考察

学校生活アンケートや学校評価アンケート等を実施し、生徒や保護者から収集した情報をいじめの未然防止及び早期発見につなげるため、アンケート結果の分析や考察を行い、職員会議や職員研修等を通して共通理解を図る。

4 いじめが発生した場合の組織の設置

(1) 名称

「いじめ問題調査委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、人権・同和教育主任、養護教諭、学級担任、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等 ※ 必要に応じて外部専門機関等と連携する。

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

いじめの事実確認を行い、情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に示す。

イ 被害生徒・保護者に対する説明、支援

いじめを受けた生徒又はその保護者に対する必要な情報提供及び支援を行う。

ウ 加害生徒への指導及び保護者への支援

いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言・支援を行う。

イ、ウを行うに当たっては、保護者間で争いが起こることのないよう、情報を共有する措置を講ずる。

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習をさせるなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

カ 懲戒

いじめを行った生徒に対して、教育上必要と認められるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことがよくできるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

コ 調査

調査に当たっては、被害者・加害者双方の生徒及び保護者に対し、調査の目的・方法・進行について事前に丁寧に説明を行う。また、事実経過・時間・場所・関係者・行為の内容を明確にし、報告者には再発防止策を含めて記載する。

サ いじめ問題調査委員会の招集

教務主任をチーフとする「いじめ調査委員会」、学年主任をチーフとする「被害者支援委員会」、生徒指導主事をチーフとする「加害者指導委員会」、人権・同和教育主任をチーフとする「再発防止委員会」の4つの委員会を立ち上げ、全教職員でいじめ問題に対応する。

5 重大事態への対処

重大事態とは…

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、事実確認が困難な場合においても、重大事態が発生したものとして聞き取りや調査を開始する。

(1) 調査組織

- ・ 「いじめ問題調査委員会」

(2) 対応

- ・ 質問紙やヒヤリングに等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、第三者（市教育委員会、専門家）を含めた調査体制を整備する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ 調査結果については被害生徒等及びその保護者に説明するとともに、再発防止策を明示する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開

学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への構え

(1) 迅速な初動対応

- ア いじめの重大事態（生命・心身・財産に大きな被害）と判断した場合、ただちに校長が教育委員会に報告する。
- イ 速やかに「いじめ問題調査委員会」を立ち上げ、事実確認を徹底する。

(2) 被害生徒の安全確保と心身ケア

- ア 最優先は被害生徒の安全・安心。保護者と連携し、居場所の確保や心理的支援を実施する。
- イ 加害生徒への指導は教育的観点を持ちつつ、再発防止策を組織的に検討する。

(3) 透明性と説明責任

- ア 調査の進捗や対応について、被害者・保護者に丁寧に説明する。
- イ 重大事態については学校全体・教育委員会・地域と連携し、対応の透明性を確保する。

(4) 検証と改善

- ア 重大事態が終息した後も、学校の対応を検証し、次の未然防止策につなげる。
 - (ア) 発生した事案について、対応の経過や成果、課題を学校全体で振り返り、対応の適否を検証する。
 - (イ) 教職員間での共有を徹底し、同様の事案が繰り返されないように学校体制を改善する。
 - (ウ) 被害生徒の安心感を取り戻すために、継続的な見守りとケアを行う。
 - (エ) 加害生徒への継続的な指導・支援を行い、関係修復を含む教育的対応を図る。
- イ 学級・学年・学校全体での人間関係づくり、コミュニケーション能力の育成、安心して学べる学級経営の工夫など、教育活動に組み込んだ形で再発防止策を推進する。
- ウ 検証の結果を学校いじめ防止基本方針や行動マニュアルに反映させ、継続的に改善を図る。